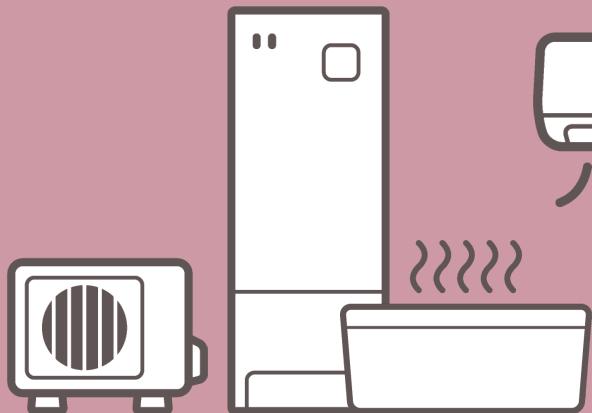




R7年度 士幌町

住宅用高効率設備導入補助金

申請
期間令和8年
1/23(金)
▼
2/10(火)※令和8年1月1日から
遡り適用対象設備
・経費

- ①電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
 - ②潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
 - ③潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）
 - ④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）
 - ⑤コーディネーション設備（エネファーム、コレモ）
 - ⑥空気清浄機能又は換気機能付きエアコン
- ⇒高効率設備導入に係る設備本体、その他付属機器、工事費

対象要件

- ・給湯器については既設の給湯器からの入替であること(新築住宅に導入する場合を除く)
- ・未使用品のものであること
- ・町内に事業所（営業所を含む）を有する業者の施工により設置すること
- ・士幌町の他の補助制度の交付を受けていないこと
- ・対象経費が10万円以上であること

補助金額

- ・①～⑤：対象経費の **1/3** 上限30万円／戸
- ・⑥：対象経費の **1/2** 上限7万5千円／戸

よくあるご質問 Q & A



申請書などの各種様式や、交付要綱は士幌町HPに掲載しております。

Q1

補助対象期間は
いつからですか？

令和8年1月1日から適用いたします。
ただし、対象要件をご確認ください。

Q2

なぜ補助を実施するのですか？

住宅におけるエネルギー使用量の高い給湯及び空調におけるエネルギー料金の低減及びCO2削減をはかるため、省エネ性能の高い住宅用高効率設備の導入に対し、補助金を交付します。

Q3

補助件数は決まっていますか？

先着順となり、予算額上限に到達した場合、今年度は終了となります。
なお本事業は、令和8年度も実施する予定です。

Q4

複数回申込みできますか？

同一設備に係る補助の交付は1回までです。

Q5

交付申請に必要な書類は
何ですか？

補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、提出をお願いいたします。

- (1) 購入する高効率設備の見積書、カタログ
- (2) 高効率設備の入替にあっては、従来使用していた設備の写真（全体・メーカー・型番が分かるもの）
- (3) 申請をする日が属する年の1月1日に士幌町内に住所を有していない者にあっては、1月1日に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- (4) 自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の承諾書
- (5) その他町長が必要と認める書類

Q6

実績報告の時期と
必要な書類は何ですか？

令和8年2月25日を実績報告の提出期限とします。
補助事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、提出をお願いいたします。

- (1) 設置状況及び型番を撮影した写真
- (2) 設置に係る契約書の写し及び費用の内訳が記載された領収書の写し
- (3) 保証書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

この補助金は、国の「重点支援地方交付金」及び
北海道の「住まいのゼロカーボン化推進事業」を活用しています